

議案第9号

かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市役所の位置を定める条例（平成17年かすみがうら市条例第
1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3） かすみがうら市中央庁舎 かすみがうら市下稲吉2633番地19

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。